

金沢地方裁判所委員会（第23回）議事概要

1 開催日時

5月9日(金)午後3時00分～午後5時00分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

浅野邦子委員，大橋のり子委員，岡部幸徳委員，杉原則彦委員長，高見俊也委員，手崎政人委員，西田満明委員，萩原扶未子委員，橋本明夫委員，林充男委員，山田哲司委員，山本昇委員

（オブザーバー）

畦地民事首席書記官，伊藤刑事首席書記官，村瀬事務局長

（事務担当者）

豊吉総務課長，新谷総務課課長補佐，山下総務課庶務係長

4 意見交換のテーマ

裁判所の広報活動について

5 進行

（1）裁判所の広報活動に関する説明

広報行事について

金沢地方裁判所のホームページについて

裁判手続に関する広報について

（2）意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

（3）次回の意見交換のテーマ

未定

（4）次回開催期日

平成26年11月26日午後1時30分

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(□ は委員長の発言・ ○ は委員の発言・ はオブザーバー等の発言)

【広報行事について】

- 平成 25 年度の広報行事として「高校生と若手裁判官の座談会」を実施したという説明があったが、非常に良い内容の行事であると感じた。この座談会については、裁判所と高校のどちらから声をかけて実現したものか。
裁判所側から高校に企画を持ちかけて実現したものである。
- 実施した高校は、日本弁護士連合会が主催している高校生模擬裁判選手権（中部・北陸大会）にも出場する等、日頃から、裁判所あるいは裁判に関心の高い学校だったという経緯もある。
- 正直、裁判所がこれだけの広報行事を行っていることを知らなかった。
- 広報行事の説明を聞いて、子供を対象とした行事が多いと感じた。一般の人でも紛争解決の方法や裁判所のことをよく知らないのではないかと感じている。子供を対象とした軽いタッチの広報行事も必要だが、この程度の広報だけでよいのか疑問を感じる。
- 小中学生等を対象とした広報行事は、裁判所に親しんでもらうことを目的としている。裁判所の役割などについて、クイズを出したり、法廷で分かりやすく説明することで、裁判所が、身近な存在であることを実感してもらえよう工夫している。
- 学生など若い人を対象とすることは大事なことだと思う。また、親子が一緒に参加できる行事を企画することも大事なのではないかなと思う。ただ、予算の関係もあるため、それほど多くの企画を実施していくことは難しいのではないかなと思う。
- 金沢市でも、例えば税に関して、学校に出向いて授業の中で説明を行った

りといった工夫はしているが、市民に対する広報活動のアピールが下手だと感じている。また、継続的な広報行事を企画しても、2回目は、1回目よりも詳しい話が聞けるのではないかと期待されるが、基本的なことを知ってもらおうと思って行事を企画すると、期待を裏切るようなことにもなってしまう点に難しさを感じている。

- 検察庁も、裁判所や保護観察所等の法務官署とも協力しながら広報行事を行っている。また、裁判所と同じように講師を学校に派遣したり、生徒を検察庁に招いて基本的な説明をすることもある。年間で30件くらい講師派遣を行っているが、こういった地道な活動が続けることが大切ではないかと考えている。
- 弁護士会も、裁判所や検察庁と協力して、法教育的な行事を行うようにしている。ただ、裁判のことを知っている、いわば専門家が広報するだけに、一般の人にとって分かりやすいものになっているのかが分からないという悩みがある。
- 以前の地裁委員会で「法教育」をテーマに意見交換したとき、法教育は大切なものだと感じた。平成25年度の行事として、夏休み期間中に小学生を対象とした模擬裁判員裁判を実施したところ、29人の親子が参加したという説明があったが、体験した小学生にとっては、一生忘れられない思い出になっているのではないかなと思う。ただ、参加人数がまだ少ない印象があるので、より多くの子供たちが体験できるように工夫すればよいのではないかなと思う。また、模擬裁判員裁判は、子供だけではなく、大人を対象としてもよいと思う。
- 私の大学では、金沢市の取組みをテーマに、授業の中で学生同士がディスカッションし、解決策を提案していくといったことを行っている。同じように、大学や学生らと一緒に問題を解決しながら、裁判についての理解度を高めてもらうようなことができるのではないかなと思った。資源に限りがある以

上，いろいろなつながりを持ちながら広報に取り組んでいくのがよいのではないかと思う。

- 裁判所の広報としてどのような効果を期待するのかがよく分からない。裁判所や裁判についての理解度を上げたいのか，裁判所というものになじんでもらいたいのか，中高生レベルの内容でよいのか等，目指すところをどこに据えるかで，広報内容も変わってくる。
- 医療関係施設でも様々な広報はやっているが，裁判所は，病院と違って対象者が限られている。例えば，病気については，自分や家族に関係することがあったりすることで，身近に感じてもらえる部分もあるが，裁判のように，自分に身近なものではないと感じているものについては，広報も難しくなってくるのではないか。
- 自治体や官公庁では，広報行事に割ける人数や実施できる回数に限りがあるので，ターゲットを絞ることが大事ではないか。
- 小学生や中学生を対象とした広報行事は，まずは裁判所を知ってもらうこと，困ったときには，紛争を解決する場所だというイメージを持ってもらうことが大事だと思う。ただ，広報行事について広がりを持たせることや，何を狙って広報するのかという点には検討の余地があると感じる。
- 官公庁の広報行事の場合，説明者が職員であると，詳しい内容を伝えることはできるが，説明方法があまり上手ではないと感じることがある。担当する職員には，専門用語を分かりやすく説明したり，相手を引きつけるように話を進めるなどの訓練が必要なのではないか。
- これまで，裁判所は，いかに正確な情報を出すかという点に重点を置いていたが，御指摘のような広報担当者の訓練も大事である。

【金沢地方裁判所のホームページについて】

- 裁判所のホームページを見る人は，裁判所に対して，何かしらの興味や目的を持っている人であり，そのような人たちに対する広報と興味や関心のな

い人に対してする広報では、アプローチの仕方が違ってくことになると思う。興味のない人に興味を持ってもらうには、裁判所側から何かしらの働きかけが必要であり、説明にあったような広報行事に参加してもらうことが効果的なのだと思う。

- 裁判所のことを理解してもらうことを目的とするのか、裁判手続を利用してもらうことを目的とするのかによってもホームページの内容は異なってくる。タイムリーな記事は、すぐに見ることができるページにあるべきだし、長期的・恒常的に載せておくべき記事もあると思う。
- 裁判所のホームページには、タグの表示からは想像できない記事が載っているように感じる部分がある。例えば「広報活動」のページは、「金沢地方・家庭裁判所について」というタグの中にあるが、「金沢地方・家庭裁判所について」から「広報活動」は、普通は想像できないのではないか。タグの表示を金沢地方裁判所が独自で変更できないのであれば、利用者が閲覧する可能性があるタグからも各ページを見ることができるようになるべきではないか。
- トップページに子供用のページを設けるのが良いのではないか。
- 今の学生は、ホームページをパソコンで見ることはなく、スマートフォンで見ている。ホームページの構成を考える場合、スマートフォンでの利用を意識して構成する必要があると思う。
- 掲載すべき記事を改めて取捨選択し、掲載期間も検討が必要だということが分かった。その他に出された意見についても、対処できるものについては対処していきたい。

【裁判手続に関する広報について】

調停手続の利用数が伸びていない現状に対して、広報として何かできないかといった問題意識がある。

- 弁護士会でも相談件数が減ってきているが、紛争自体が減少しているとい

う印象はない。

- 「家事調停」についてはよく耳にするが、民事の一般調停については、商売をしている人でも、そのような手続があることを知っている人は少ないのではないか。
- ホームページには、部署ごとの連絡先が載っているが、相談をどこにすれば良いのか分からない。一般的な相談窓口があれば、利用しやすくなるのではないか。
- 調停手続のように日常生活に役立つ手続についてこそ、もっと広報すべきである。施設の概要のようなものをホームページに載せているところもあるが、そのようなことを説明しても何の役にも立たないのではないか。ホームページは実際に何をすればよいのか分からない人のためにあるべきであって、Q & Aのような形のホームページを作らないと意味がない。
- 労働審判についても、もう少し広報すべきではないか。
- 広報の仕方について、まだまだ検討の余地があることがよく分かった。今回の意見を今後の広報活動の参考にさせていただきたい。

以 上